

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の株主、取引先、従業員及び様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上を重視した経営を推進することが重要な経営課題であると認識しております。そのため当社では、企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本に捉えた上で、コンプライアンス体制を強化し、迅速かつ正確な情報開示の充実等に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 電子行使及び招集通知の英訳】【補充原則3-1 英語による情報開示】

現在、当社における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知、開示資料等の英訳は実施していません。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の株式保有比率やその推移を踏まえ、導入の検討を行ってまいります。

【補充原則1-2 信託銀行名義で株式を保有する機関投資家等の議決権行使】

当社は、株主総会における議決権について、基準日時点において株主名簿上に記載又は記録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が信託銀行等に代わって、株主総会において自ら議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後につきましては、実質株主の要望等を勘案し、実質株主の議決権行使の可否について検討してまいります。

【補充原則4-1 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社は、最高責任者である代表取締役社長の後継者の選任及び育成計画については、現状具体的に定めておりませんが、人格、実績、能力等を勘案し、適任と認められる候補者の中から選定することとしております。

【補充原則4-8 独立社外者のみを構成員とする会合】

当社は、独立社外取締役を3名選任しております。今後は、独立社外者のみを構成員とする会合の開催を検討するとともに、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、独立社外取締役の増員を検討いたします。

【補充原則4-8 筆頭独立社外取締役等】

「筆頭独立社外取締役」の決定は行っておりませんが、経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携は行ってあります。なお、今後、「筆頭独立社外取締役」の決定を検討してまいります。

【補充原則4-10 独立社外取締役の諮問委員会等】

当社は、独立社外取締役を3名選任しております。当該取締役3名は、企業経営者又は弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。任意の諮問機関としての委員会は設置していませんが、現時点では、取締役会の場において、独立社外取締役から適切な関与・助言を得られていると考えております。

【原則4-11取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各部門に精通した社内取締役と企業経営者又は弁護士等からなる社外取締役で構成されています。当社の規模等を勘案し、女性の取締役を選任いたしました。ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性については、十分に確保されているとは言えないため、多様性の確保という視点に重きを置いた取締役候補者の選定に努めてまいります。加えて、社外取締役を加えた取締役会の中で取締役会のあり方・運営につき定期的に議論することを通じ、取締役会の実効性、機能の向上に努めてまいります。当社の監査役会は、経営、財務、会計、営業、監査等の専門知識と経験を有する、弁護士、公認会計士等からなる独立役員4名で構成されています。

【補充原則4-11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方】

取締役7名は代表取締役、経営戦略全般の専門家、営業の専門家、管理部門の専門家である社内取締役と弁護士又は経営全般の経験を有している独立社外取締役等で構成されており、知識・経験・能力のバランス、及びそれらについての多様性を十分に確保しておりますが、さらなる規模拡大に伴い、独立社外取締役の増員を検討してまいります。また、取締役のスキルマトリクスにつきましては株主総会招集通知に記載してあります。

【補充原則4-11 取締役会の実効性分析・評価】

当社では、取締役会の実効性について、年に一度、取締役及び監査役に対して実効性評価に関するアンケートを実施し、当該アンケート結果を基に課題を抽出し、取締役会で課題に対する方針や施策を議論し、課題の解消に向けた取組みを実施しております。なお、実効性の分析・評価結果の概要の開示につきましては、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4政策保有株式】

当社は現時点において、政策保有株式は保有しておらず、今後も保有する予定はございません。

【原則1 - 7関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程及び取締役会付議基準において、取締役又は取締役が実質的に支配する会社と取引を行う場合には、取締役会の承認を得ることとしております。また、監査役監査基準においては、競業取引及び利益相反取引につき、取締役の義務に違反する事実の有無を監査役が監視、検証することとしております。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性確保についての考え方】

当社は、当社グループが掲げるミッションを実現し、事業成長を加速するためには、社員一人ひとりが成果を最大化し、持続的成長を続けていくことが重要であると考え、多様性確保の観点も含め、当社と社員にとって生産性が最大化される人材戦略の策定及び環境整備に取り組んでおります。その上で、当社の中核人材となる管理職への登用は、性別・国籍・採用区分などに関わらず、能力や適性などを総合的に判断して行っております。また、ジェンダーの多様性確保のため、管理職における女性社員比率の向上を目指しており、2029年2月期に女性管理職比率15%を目指しております。

【原則2 - 6企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の管理及び運用については、社外の資産管理運用機関等に委託しております。また、当社の担当部署において、資産管理機関から定期的に管理運用情報を入手して、適切に資産形成ができていくかどうか、適切に資金運用ができていくかどうかを確認しております。

【原則3 - 1情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画、経営理念やビジョンを当社ホームページにて開示しております。

<https://www.correc.co.jp/>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針を有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社では、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として認識するとともに、中長期的な成長のための内部留保とのバランス等を総合的に勘案して役員報酬を決定しております。以上を前提とした上で、役員報酬は会社目標達成のための資質、能力、業績結果に報いる業務執行の役割の対価としてとらえ、世間水準及び経営内容、従業員給与等を考慮し、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役の報酬は取締役会決議、監査役報酬は監査役協議により決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続・取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、それぞれの人格及び見識等を十分に考慮の上、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としております。取締役候補者の指名は、取締役会の決議をもって決定しております。監査役候補者の指名は、監査役会の同意を得た上で取締役会にて株主総会への上程内容を決定しております。また、執行役員及び経営陣幹部の選解任については取締役会で決定するものとしております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明・取締役候補者及び監査役候補者の経歴等、新任候補者の選任理由・経歴等を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】

当社は、企業価値の向上の観点から、サステナビリティをめぐる課題対応を経営戦略の重要な要素と認識しております。その上で、当社は、サステナビリティに関する考え方及び取組みを有価証券報告書と当社ホームページに開示しております。

<https://www.correc.co.jp/sustainability>

【補充原則4 - 1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規則において、取締役会で判断・決定すべき事項を明確に定めています。これらにおいては、法令・定款に定めるもののほか、主として全社事業方針の承認・変更、予算、要員計画及び中・長期経営計画、組織及び人事関連事項、その他の重要な業務執行に関する事項を取締役会で判断・決定すべき事項として定めており、これら以外の事項については、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、代表取締役、担当取締役、執行役員等に委任することとしております。

【原則4 - 9独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。そして、この基準を充たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献ができること等を充たす人物を独立社外取締役候補者として選定しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役兼任状況】

取締役及び監査役の他社兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。社外取締役3名及び社外監査役4名は他社を兼任しておりますが、当社業務の職責を果たすために必要な時間・労力を確保するため、合理的な範囲に留めており、兼任状況は当社の監査を阻害するものではありません。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

役員に求められる法律・財務などの基本事項について、習得の機会を提供しております。

【原則5 - 1株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しております。そのため、取締役副社長グループCFO兼管理本部長を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、機関投資家との対話の場を設けるなど、投資家からの取材に積極的に応じております。なお、株主等との対話においては、インサイダー情報の漏洩防止に留意しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

| | |
|---------|------------|
| 記載内容 | 取組みの開示(初回) |
| 英文開示の有無 | 無し |

該当項目に関する説明

当社は、2024年から4か年の中期経営計画を策定し、経営・成長戦略や投資戦略、株主還元方針等を開示しております。詳細は以下をご参照ください。
<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02843/880adb32/2922/4c6f/a0ec/49054aea235c/140120240409567828.pdf>

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------|-----------|-------|
| 栗林 憲介 | 1,367,000 | 18.60 |
| 株式会社KKインベストメント | 1,200,000 | 16.32 |
| 栗林 圭介 | 900,000 | 12.24 |
| 株式会社ケイアンドケイ | 600,000 | 8.16 |
| 株式会社Wiz | 427,900 | 5.82 |
| 近藤 雅介 | 311,800 | 4.24 |
| 前川 英人 | 203,340 | 2.76 |
| 株式会社L&E Group | 196,000 | 2.66 |
| 鹿内 一勝 | 180,040 | 2.44 |
| 花井 大地 | 156,000 | 2.12 |

| | |
|-----------------|----------------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 栗林 憲介 栗林 圭介 |
|-----------------|----------------|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 スタンダード |
| 決算期 | 2月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引については原則として行わない方針ですが、実施する場合には、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引に合理性があるか、その取引が当社にとって必要な取引であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるかなどに留意して、取引の是非を独立社外取締役の意見を聞き、当社取締役会において決定することとし、当社及び当社の株主の不利益とならないよう留意いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|---|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 3名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 星野 裕幸 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 柴田 幸夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 田中 裕美子 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

| | | |
|--------|--|--|
| 星野 裕幸 | | 星野裕幸氏は、東証1部(当時)上場企業に長年勤務し代表取締役社長まで務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。 |
| 柴田 幸夫 | | 柴田幸夫氏は、公認会計士として多様な実務経験を有していたことに加え、長年にわたり事業・経営コンサルティング会社の代表取締役社長を務められており、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスのより一層の強化に寄与いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。 |
| 田中 裕美子 | | 田中裕美子氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてM&Aを含む企業法務に対する専門的な知識・経験を有しているため、当社の経営全般に関する助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化に寄与いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。 |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|---|--------------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 員数の上限を定めていない |
| 監査役の数 更新 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室は、常勤監査役と情報共有や意見交換を適宜実施しております。また、会計監査人及び常勤監査役と四半期毎に三様監査ミーティングを開催し、監査結果及び活動内容の情報共有や意見交換を行うことで、内部監査の実効性の確保に努めております。

| | |
|---|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 更新 | 4名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新 | 4名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 濱野 隆 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 大濱 正裕 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 宍戸 純子 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 内田 正美 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|---|
| 濱野 隆 | | | 濱野隆氏は、企業の監査役としての豊富な経験があり、客観的かつ専門的な立場から意見及び助言を得ることを通じて当社の監査体制の強化を図ることができると考え、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。 |
| 大濱 正裕 | | | 大濱正裕氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務等の専門的な知識・経験等を活かして、当社の監査体制の強化を図ることができると考え、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。 |
| 宍戸 純子 | | | 宍戸純子氏は、公認会計士の資格を有しており、会計を中心とした経営に関する経験と高い見識に基づき、経営の監督とチェック機能の強化を図ることができると考え、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。 |
| 内田 正美 | | | 内田正美氏は、公認会計士及び税理士として多様な実務経験を有しているとともに、長年にわたる上場企業に対する監査経験に加え、上場企業での経営経験も有しております。これらの財務・会計に対する高度な知見と豊富な経験を当社の監査に活かすことで、より一層の監督機能の強化に寄与いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 7名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、高い独立性を有していると判断した人物を独立役員として選任しております。なお、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定していません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新** スtockオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

経営参画意識と業績向上に対する意欲を高めるため、Stockオプションを付与しております。2026年5月27日の定時株主総会において、対象取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬制度を導入いたしました。本制度の導入は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としております。

Stockオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績への意欲向上を図るため、取締役、監査役、従業員にStockオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
- 基本方針 取締役の報酬は、当社の企業理念を實踐し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、固定報酬(金銭報酬)と非金銭報酬としての譲渡制限付株式で構成する。また、昨今のコーポレート・ガバナンスに関する議論を踏まえ、業績向上に対する適切なインセンティブという観点から業績連動報酬等の導入を今後の検討事項とする。
 - 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された限度額の範囲内において、個々の取締役の役位、職責、貢献度、在任年数、当社グループの業績、従業員の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し、事業年度ごとに決定する。
 - 非金銭報酬の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針 当社は、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを付与

するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役(社外取締役を除く、以下同じ。)に非金銭報酬として譲渡制限付株式の割当を行う。

・割当内容譲渡制限付株式の割当は、株主総会で承認された報酬枠(年額100,000千円、年73,500株)の範囲内で、取締役会決議により個人別の報酬額及び割当株式数を決定する。

・払込金額1株当たりの払込金額は、割当決議日の東京証券取引所における前取引日の当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利にならない範囲で取締役会が決定する。

・譲渡制限等任期満了による退任など取締役会が定める正当事由により当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、使用人の地位(以下、「当社における地位」という。)のいずれをも喪失するまでの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、譲渡制限付株式の譲渡・担保権の設定その他の処分が制限されるものとする。取締役会が定める期間(以下、「役務提供期間」という。)中継続して当社における地位のいずれかにあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。なお、役務提供期間は、中長期的なインセンティブ付与の観点から、原則3年間とし、具体的な期間は取締役会で定めるものとする。

d. 報酬等の額の決定方針 金銭報酬と非金銭報酬の割合は、同業種・同規模企業の水準、当社の業績、その他ガバナンス上の要請等を踏まえ、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会が決定する。

e. 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針 固定報酬(金銭報酬)は毎月支給する。非金銭報酬としての譲渡制限付株式の割当は、原則として定時株主総会終了後、当該事業年度内に1回行うものとする。譲渡制限期間、譲渡制限解除、当社による無償取得条件等その他必要な事項は割当の都度取締役会で決定し、割当契約書にて定める。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項 個人別の報酬額等の決定にあたっては、当社取締役会の構成上取締役個人が果たすべき役割等を理解し、適切な報酬額を判断できる立場にいる当社の代表取締役社長栗林憲介が各基本方針に基づき個人別の報酬額の具体的な内容の草案を作成し、社外取締役からの意見聴取を経た上で、当社取締役会において、社外取締役の助言を踏まえた審議を十分に行うことにより、具体的な報酬額を決定する。これにより、方針との整合性・透明性・客観性を確保するものとする。

g. その他の重要事項 本方針の運用に先立ち、会社法第361条に基づき、固定報酬の金額枠及び譲渡制限付株式の条件(年間の割当株数又は金額の上限、譲渡制限期間、解除、会社による無償取得条件の骨子等)について株主総会決議を行い、譲渡制限付株式の発行又は自己株式処分に必要な社内決裁・取締役会決議等の手続を適切に履践するものとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部署の設置及び担当者の配置は行っておりません。社外取締役及び社外監査役への連絡、情報提供等につきましては、管理本部より適宜行ってまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における企業統治の体制は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を会社の機関として置いております。

(取締役会)当社の取締役は7名で構成されており、うち社外取締役は3名であります。定例の取締役会を毎月1回開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規則に基づき経営方針その他の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の遂行を監督しております。なお、監査役4名も取締役会に出席し、取締役の職務の遂行状況について、法令・定款に違反していないことのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。なお、当社は社外取締役3名と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(監査役会)当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち社外監査役は4名で構成されております。監査役会は、定例の監査役会を毎月1回開催しており、監査役全員は、取締役会に出席するほか、常勤監査役はその他の重要な会議に出席して、取締役等の意見聴取や資料の閲覧、主要な事業所等での往査等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。監査役会では、こうして得られた情報・報告等に基づき、監査役全員で協議しております。なお、当社は社外監査役4名と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び規模等に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|-----------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 早期の発送に努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、2月決算であるため、定時株主総会は5月中に開催いたします。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 今後、検討すべき課題と認識しております。 |

| | |
|--|-----------------------------------|
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 機関投資家や外国人株式保有比率を踏まえ、実施を検討してまいります。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 今後、検討すべき課題と認識しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 当社は、オンラインにて個人投資家向け説明会を定期的で開催しております。また、説明会の実施告知、説明会資料、説明会動画等は、適宜当社ホームページにて公開するように努めております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページのIRサイトに決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営戦略部が担当部署となります。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、全てのステークホルダーに対する行動規範として「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に周知徹底しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社は、プラスチックゴミ削減による環境保全活動の一環として傘のシェアリングサービスである「アイカサ」を導入しています。今後も、持続可能な社会の実現に向けた取組みを継続してまいります。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、全てのステークホルダーに対し、適時、適切かつ公平に会社情報の開示を行うよう努めてまいります。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

当社及びその子会社等からなる企業集団(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 「コレックグループVALUE」及び「コンプライアンス規程」を定め、周知することにより、当社グループの取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識を高め、コンプライアンスに準拠した行動をとることを徹底させる。また、当社グループの取締役及び使用人に対して、繰り返し、コンプライアンスに関する教育・研修を実施することで、当社グループの取締役及び使用人がコンプライアンスを遵守し、コンプライアンスに準拠した行動をとることを徹底する。

b. 当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する事項を検討・審議し、当社取締役会メンバーに加え、当社技術本部長や内部監査室長等を含む関係者が出席し、当社グループのコンプライアンス体制の整備・確立を行う。

c. 全子会社に営業部門から独立した管理部を設置し、当社管理本部と子会社管理部のレポートラインを創設することで、より広範なリスク・機会を把握する体制を構築し、コンプライアンス及びリスク事項を早期に発見できる体制を構築する。

d. 「内部通報制度規程」を定め、当社グループにおいて社内及び社外に通報・相談窓口を設ける適切な内部通報制度の仕組みを構築し、これを周知することにより、コンプライアンス違反の早期発見及び早期是正を図る。

e. 業務執行ラインから独立した当社の内部監査室が、当社グループ(当社子会社の業務活動全般を含む。)のコンプライアンスの状況を監査する。

f. 金融商品取引法等に準拠し、当社及び対象子会社に、財務報告に係る信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするための体制(財務報告に係る内部統制)を整備し適正に運用する。

g. 「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め毅然として対応する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

a.当社は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書その他の重要書類を関連資料とともに所定の年数適切に保管し管理する。

b.当社取締役又は当社監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧に供することができる体制とする。

当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a.信用リスク、事業投資リスク、市場リスク、環境・社会リスクを含む様々なリスクの管理が当社グループの経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、当社管理本部がリスク管理の主管部署として、全てのリスクを総括的に管理する。当社担当本部長は、リスク管理の状況等について、取締役会に適宜報告する。

b.リスク管理の実効性を確保するため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、当社代表取締役社長を委員長、取締役会メンバー等を委員とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、定期的開催する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、リスク管理の方針・体制の決定、リスク管理にかかるリスクの評価及び発生予防措置の検討等を行うとともに、大地震などの重要性・緊急性が高いリスク事象が発生し、当社グループの全体的な対応が必要である場合には、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、当社代表取締役社長又は当社管理本部長の指示の下、対策本部を設け、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会と協働しながら、迅速かつ適切に対応にあたる。

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.当社は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、当社グループの取締役及び執行役員役割分担、社内各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定のルール等を定めるとともに、当社グループの効率的・合理的な経営計画及び事業戦略・事業計画（連結ベース）を策定し推進するために、経営会議等を活用し、グループ全社的な業務の効率化を実現する体制を整備する。また、当社グループ全体に影響を与える当社の子会社等の重要事項について、「取締役会規程」及び「子会社管理規程」に基づき、当社取締役会において決定する。

b.当社及び当社グループの「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「子会社管理規程」に基づき、当社グループ内において、適切に職務権限の委譲を行い、適正かつ効率的な職務執行を確保する。

c.当社は、当社グループの会計システム等にかかる共通基盤を整備するとともに、子会社等に対して、財務、広報、人事管理、法務等の業務に係る支援を適切に行うことにより、当社グループの業務が効率的に行われる環境を整備する。

子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

a.子会社等の取締役は、「子会社管理規程」に基づき、子会社等の重要事項について、当社経営会議等に報告するものとし、当社グループ全体に影響を与える当社の子会社等の重要事項については、経営会議等に出席した担当取締役が月次で当社の取締役会に報告すべきものとする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項等

a.監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役との協議に基づき、当社管理本部に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。

b.監査役の職務を補助する使用人は、当該監査役の職務を補助するに当たって監査役から指揮・命令を受けた事項については、取締役及び上長等の業務執行組織の指揮・命令を受けない。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者による当社監査役への報告体制等

a.重要会議への出席

< 1 > 監査役は、取締役会、経営会議、各種委員会その他の当社グループの重要な会議に出席し、当社グループの取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b.当社取締役の報告義務

< 1 > 当社取締役は、定期的に、職務執行の状況を当社監査役に報告する。

< 2 > 当社取締役は、当社監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

ア.当社グループの財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容

イ.当社グループの業績及び業績見通しの内容

ウ.当社グループの内部通報制度に基づく情報提供の状況

エ.当社グループの行政処分の内容

オ.上記に掲げるもののほか、当社監査役が求める事項

c.当社の子会社の取締役、監査役及び使用人による報告等

< 1 > 子会社の取締役、監査役及び使用人は、次に掲げる事項を当社監査役に対して、直接報告をすることができる。

ア.子会社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実

イ.子会社の重大な法令又は定款違反の事実

< 2 > 当社管理本部は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。

< 3 > 内部監査室が内部監査により把握した当社グループに関する重要な情報や内部監査報告書について、速やかに当社監査役に報告し、連携を図る。

d.当社監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

< 1 > 当社監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

< 2 > 内部通報に関する規程及びその適切な運用により、当社グループの「コックグループホットライン」への通報内容が当社監査役へ報告されたことを理由として、当該報告を行った当社グループの取締役及び使用人に不利益な取扱いが行われないことを確保する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室と監査役の連携

< 1 > 監査役は、代表取締役社長と定期的及び随時に意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

< 2 > 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的及び随時に情報交換を実施することにより連携を図るものとする。

b.外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に相談・助言を求めることができる機会を保障する。

c.監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は、前項に定める専門家への相談等に要する費用を含め、全て当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に関する基本方針】

当社は、社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、断固たる態度で適正な業務を行うとともに、企業としての社会的信頼を高めるため、次のとおり基本方針を定め、反社会的勢力を排除します。

基本方針

1. 当社は、反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

2. 当社は、反社会的勢力による不当要求は、断固拒否します。
3. 当社は、反社会的勢力とは、当社業務に関係する一切の取引を行いません。

【社内の対応及び体制】

役職員は、反社会的勢力との一切の関係をもってはなりません。当社の不当要求防止の責任者は管理本部長とします。役職員は、相手が反社会的勢力と判明した時点、又は反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で不当要求防止責任者に報告します。不当要求防止責任者は、不当要求等の報告を受けた場合、代表取締役社長に報告の上顧問弁護士及び外部相談先と連携して対応します。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定・運用し全役職員に周知しております。当社は管理本部を反社会的勢力対応部署とし、管理本部長をその責任者としており、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、法令及び東京証券取引所が定める諸規則に則り、株主及び投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、会社情報の積極的な情報開示を行ってまいります。

2. 適時開示に係る体制

(1) 情報開示体制

当社は、重要な会社情報の取扱いについて、情報開示責任者である、取締役副社長グループCFO兼管理本部長のもと、管理本部において、子会社の会社情報を含めた管理を行い、適正かつ迅速な情報開示に努めてまいります。

(2) 情報開示手続き

(決定事実)

当社は、決定事実については、取締役会において決定しており、当該情報は、取締役副社長グループCFO兼管理本部長より、管理本部に報告され、必要に応じて速やかに情報開示を行います。

(発生事実)

当社は、発生事実については、当該事実を確認した部署が、部門長及び取締役副社長グループCFO兼管理本部長へ報告され、事実確認を行った上で、開示対象情報であった場合は、代表取締役又は取締役会に対して報告を行い、速やかに情報開示を行います。

(決算情報)

当社は、決算情報については、管理本部経理担当が決算書類等の作成を行い、取締役副社長グループCFO兼管理本部長が確認を行った上で、取締役会において承認後、速やかに情報開示を行います。

なお、弁護士、会計監査人等の専門家から必要に応じて、当社の会社情報の適時開示に係る助言を仰いでおり、適正かつ迅速に適時開示を遂行してまいります。当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。

